

厚生労働省発基 0510 第 1 号

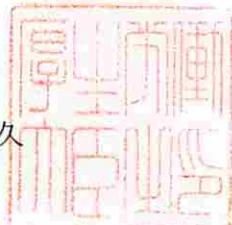
平成 29 年 5 月 10 日

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

厚生労働大臣

塩崎 恭久



平成 29 年 4 月 24 日付けの行政文書の開示請求（同月 25 日受付、開第 345 号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

弁護士が代理人として労災保険の障害補償給付支給申請をした場合、労基署は被災労働者本人に直接、連絡を取るように定めているマニュアルその他の文書（最新版）

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書については、作成・取得しておらず、これを保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなることにご注意ください。）。

3 担当課等 厚生労働省労働基準局補償課業務係

TEL:03-5253-1111 (内線 5466)